

事業用自動車総合安全プラン2020 中部ブロック取組計画

平成29年12月6日
 中部ブロック事業用自動車安全対策会議

1. はじめに

事業用自動車の事故削減に向けた取組みについては、国土交通省と自動車関係団体等が参画して平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」が策定され、中部運輸局管内においても当該プランの策定を受け、中部ブロック事業用自動車安全対策会議を設立し、官民が連携して取組みを進めていたところである。

しかしながら、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故をはじめとする社会的影響の大きい、重大な事故の発生並びに昨今の自動車を取り巻く環境変化等を踏まえ、平成29年6月、「事業用自動車に係る総合的安全対策会議」において「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下「プラン2020」という。）が取りまとめられた。

本会議においてもプラン2020の策定を受け、事故削減に向けたより一層の取組みを推進すべく、行政、関係団体等が総力を挙げて以下の取組みを実施していく。

2. 事故削減目標の設定

平成32年までに達成すべき事業用自動車第1当事者となる事故の削減目標については、プラン2020において設定された目標値を踏まえ、以下の目標値を設定する。

なお、目標値は平成28年末における中部ブロックの事業用自動車の保有車両数（※事業用の軽自動車も含む。）を基に全国の保有車両数と比較・抽出した比率を用い、プラン2020で掲げられた全国の目標値を比例配分した。

【プラン2020で設定された目標】平成32年までの目標

業態／目標	死者数	人身事故件数	飲酒運転
全体	235人以下	23,100件以下	ゼロ
バス	10人以下	1,100件以下	
タクシー	25人以下	9,500件以下	
トラック	200人以下	12,500件以下	

【中部ブロック全体目標】平成32年までの目標

業態／目標	死者数	人身事故件数	飲酒運転
全体	20人以下	2,550件以下	ゼロ
バス	0人	100件以下	
タクシー	0人	750件以下	
トラック	20人以下	1,700件以下	

【参考：各県別指標】

	バス			タクシー			トラック		
	死者	人身事故件数	飲酒運転	死者	人身事故件数	飲酒運転	死者	人身事故件数	飲酒運転
愛知	ゼロ	40	ゼロ	ゼロ	369	ゼロ	10	847	ゼロ
静岡		26			199		5	386	
岐阜		15			84		2	179	
三重		11			56		3	208	
福井		8			42		0	80	

3. 目標達成のために講ずべき施策の策定及び実施 (Plan・Do)

3-1 重点施策の策定・実施

プラン2020で策定された重点施策を基に、以下の施策を目標達成のための重点施策とする。

なお、必要に応じて重点施策のほか事故削減に資すると思われる施策または緊急で対応すべき施策を別途追加する。

重点施策

I. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

(1) 事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組みの強化

・運輸安全マネジメント制度の適用対象事業者の拡大、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的实施等、運輸安全マネジメント制度に係る取組みの強化

【運輸局（自動車監査官、自動車事故対策機構）】

- 貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的实施。
- 認定事業者による運輸安全マネジメント評価を活用し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制の確認を強化。
- トラック事業者・タクシー事業者において、安全管理規程等の届出義務の適用範囲を保有車両台数300両以上の事業者から200両以上の事業者へ拡大。
- 「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の策定による運輸安全マネジメント制度の更なる普及促進。
- 民間機関等が実施するセミナーを国土交通省が認定する仕組み（認定セミナー制度）を活用した、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発。
- 認定セミナーの受講により安全管理体制の構築・強化に取り組んでいることが確認された事業者に対して、監査周期を延長。
- 運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者等に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施。

【バス協会】

- 地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施。

【タクシー協会】

- 運輸安全マネジメントを通じた安全文化の徹底。
- 中小事業者向けの運輸安全マネジメントマニュアルの改訂。
- 運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進。

【トラック協会】

- 運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

・運転者教育の徹底等

【運輸局（保安・環境課）】

- 講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底。
- 準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正、貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底。

【バス協会】

- 初任運転者等に対する実技訓練実施の徹底。

【タクシー協会】

- 乗務員採用後の社内研修等の充実

【トラック協会】

- 交通事故防止の意識の高揚を目的とした「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」及び「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」、見直しを行う「ドラレコ活用マニュアル」による「ドライブレコーダー活用セミナー」の全国各地での開催。
- 都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進。
- 運転技術、安全意識向上のため、ドライバーコンテストの実施。
- 運転者教育のための教育ツールの整備（Eラーニング、点検整備ビデオ等）。

・事業者団体等による協会を挙げた事故防止、マナーアップの取組み

【バス協会】

- 貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進。

【タクシー協会】

- 「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」（事業者大会決議）による交通安全意識等の定着・向上。
- 交通安全意識高揚のための表彰制度（「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」、「優良乗務員表彰」）の活用。

【トラック協会】

- 全日本トラック協会及び都道府県トラック協会の総会、事業者大会等における交通安全セミナー及び交通安全決議の実施による、交通安全に対する事業者の意識向上の定着促進。
- 各種事故防止キャンペーンの実施（「正しい運転・明るい輸送運動」「年末年始の輸送等に関する安全総点検」等）。
- 事故防止コンクール（運転経歴証明書取得）の全国展開。

(2) 監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除

・監査・処分の実効性の向上

【運輸局（自動車監査官）】

- ICTを活用した監査事務の効率化。
- 厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施。
- 過去の行政処分歴等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施。

・適正化機関等民間機関の活用による監査の重点化

【運輸局（自動車監査官）】

- 新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施。

(3) 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上

・利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供

【バス協会】

- セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施。

【タクシー協会】

- 各都道府県における優良乗務員証などの普及・促進及び利用者へのPR活動。

【トラック協会】

- Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価制度）の普及促進。
- 引越安心マーク（引越事業者優良認定制度）の普及促進。

・歩行者等に対する安全情報の提供

【運輸局（保安・環境課）】

- 地方自治体の協力を得て高齢者に向けた安全情報の提供等を実施。

・運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組み

【運輸局（旅客第一課、旅客第二課、貨物課）】

- 関係省庁横断的な検討の場を設け、長時間労働の是正に向けた環境を整備するため、行動計画を策定。

【タクシー協会】

- 過労運転防止に向けた労働環境の構築を目指した指導・監督の実施。

【トラック協会】

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。
- 改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。
- 「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。

・荷主等と連携した過労運転をさせない労働環境の構築

【運輸局（貨物課）】

- 荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止に向けての荷主への啓発等を実施。
- 荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進。

【トラック協会】

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。（再掲）
- 改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。（再掲）
- 「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。（再掲）

・適正な運賃收受による安全投資の確保

【運輸局（旅客第一課、貨物課）】

○運賃・料金の範囲の明確化及び別立收受のための環境整備を実施。

【トラック協会】

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)
- 改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。(再掲)
- 「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画の推進。(再掲)

・シートベルト着用の周知徹底

【運輸局（保安・環境課）・各協会】

シートベルトの着用効果を定量的に示し、実効性のある広報・啓発を実施。

II. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

・飲酒運転に対する行政処分等の強化

【運輸局（自動車監査官）】

○飲酒運転を撲滅するための実効性のある行政処分等の強化を検討。

・飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施

【バス協会】

- 飲酒運転・薬物運転根絶を啓発するセミナー等の受講促進。
- 飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開。

【タクシー協会】

○ASK等の講習会等の啓発。

【トラック協会】

- 飲酒運転撲滅運動の推進。
- 「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発。

・アルコール依存症の検査方法等の周知

【運輸局（保安・環境課）】

○啓発ポスターを活用した周知の実施。

・運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底

【運輸局（保安・環境課）】

○講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底。

【運輸局（自動車監査官）】

○事業用自動車の運転者が乗務中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施。

【バス協会】

○乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止対策を徹底するとともに、事故惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開。

III. 自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進

・運行管理の高度化のためのデジタル式運行記録計の普及拡大

【運輸局（保安・環境課）】

○後付け装置を含めた衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する車両に対する購入補助。

・確実な点呼、アルコールチェックのためのICT技術の活用の促進

【運輸局（保安・環境課）】

○デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施。

・先進安全自動車等に対する整備技術の高度化

【運輸局（整備課）】

- 関係協会と連携し、新技術を搭載した先進安全自動車等の高度な整備技術に対応するための、スキャンツール（外部故障診断装置）の普及促進と整備要員の技能向上、整備不良等の防止。

IV. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

・高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策

【タクシー協会】

- 高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施。
- SASスクリーニング検査の普及啓発。
- 健康診断有所見者に対するフォローアップの実施。

・適性診断の徹底及び受診結果を踏まえた指導・監督、職場環境の整備等

【各協会】

- 適性診断受診の徹底と活用促進。

・高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策

【バス協会】

- 高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導體制の構築。
- 高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付。

【タクシー協会】

- 徘徊老人等の保護等。

【トラック協会】

- 高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態の関係者への周知徹底。
- 高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点及び夜間の道路横断）の啓発活動。
- 事業用トラックドライバーに対する高齢歩行者早期認知の呼びかけ。
- 交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行。

V. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

・モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施

【運輸局（保安・環境課）】

- 事故統計からの、モード毎の特徴の分析及び対策の検討を実施及び各協会の周知。

【バス協会】

- ◆車内事故の防止（特に発進時の車内事故削減）
 - 停留所発進時における安全基本動作の徹底。
 - シートベルト着用促進の啓発活動を実施。

【タクシー協会】

- ◆交差点内事故（出会い頭、人対車両）防止対策と路上寝込み者の轢過事故防止対策
 - 信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。
 - 運行管理者等による同乗指導。
 - 早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行。

- 路上寝込み者発見時の警察への通報と保護活動。
- 各支部・会員団体・所属団体それぞれに「安全対策会議」（仮称）を設置し、事故情報を提供。（個人タクシー）
- 所属団体等の最小団体において、少人数による指導又はK Y T等を実施。（個人タクシー）
- ポスター・ビラ、機関誌、個別指導等による広報、啓発。
- すべての座席でのシートベルト着用の徹底。
- 薄暮時の早めのライト点灯。

【トラック協会】

- ◆死亡事故件数を各都道府県（車籍別）の共有目標とした取り組みの促進。
 - トラックが第1当事者となる死亡事故件数について、保有車両10,000台あたり1.5以下とする。
 - 事業用トラック重点事故対策マニュアル（追突・交差点）の策定。
 - 事故防止対策セミナー（追突・交差点）の開催・受講の促進。
 - ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進。
- ◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用
 - 車籍別、発生地域別、車両区別、道路区別等詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。
 - 事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データベースを構築し、事故防止啓発ツールとして活用。

・ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督の徹底

【運輸局（保安・環境課）】

- 講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知。

【バス協会】

- ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導等に活用。

【タクシー協会】

- ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施。

【トラック協会】

- 「ドラレコ導入の手引き」、「ドラレコ活用マニュアル」、「ヒヤリハット集」の製作と、ホームページ上への公開。
- 「ドラレコ活用マニュアル」による、ドラレコ活用セミナーの開催。
- ドライブレコーダー・車載カメラ搭載車（左折巻き込み事故防止対策）への助成事業の実施。

VI. 取組み事例の水平展開

【運輸局（保安・環境課）】

- ・ 自動車事故セミナーの開催等による優れた取組みの水平展開
- ・ 「Mission 1 運動」の展開

VII. 健康管理支援事業の取組み

【運輸局・運輸支局】

- ・ 事業者団体、協会けんぽ及び行政間での協定の締結
- ・ 協会けんぽ及び行政による事業者訪問の推進

Ⅷ. 車両故障に起因する重大事故の撲滅

・点検整備の重要性に係る内容の周知活動の推進

【整備振興会】

- 点検・整備の必要性の啓発
- 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

・実際の事故事例に関する情報の水平展開

【整備振興会】

- 講習等の場における事故事例の展開

3-2 Mission1st（ミッションファースト）運動の展開

中部ブロックの行政、関係団体が目標達成に向け、関係者が一体となって各モードの特性を踏まえつつ、情報発信を中心とする取組みの一つとして、「Mission1st（ミッションファースト）運動」を展開する。

Mission 1st

～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

※Mission1st（ミッションファースト）とは

mission・・・使命、任務
1st（first）・・・・・・最初の、第一

本取組計画で掲げた目標を達成するため、以下の使命（mission）をもってまず一つずつ（first）、着実に施策を実行していくための運動。

安全管理についてより理解を深めること
一体感を持って取組みを推進すること
広く積極的な情報発信をすること

Mission1st 運動の概要

- ・平成30年1月から3年間、段階的に実施
 - 【第1段階（事業者へ情報発信）】 平成30年1月～平成32年12月
 - 【第2段階（事業者取組み発掘）】 平成31年1月～平成32年12月
 - 【第3段階（取組み情報発信）】 平成32年1月～平成32年12月

第1段階の取組み

- ・行政から事業者に向けた情報発信
 - 事業者に対し、輸送の安全に対する取組みへの理解を深めることを目的として、事業者団体が主催する会合等に行政が定期的に参加するなどして、プラン2020の安全重点施策および事故防止に関する取組み事例等を説明する。
 - また、その場で事業者から挙げた意見を集約し、必要に応じ取組みの見直し・改善に反映していく。
 - なお、説明に際しては説明する内容の平準化を図るため、あらかじめ資料を作成するとともに、定期的（おおむね4半期ごと）に更新を行い、事業者にとって必要な情報の提供に努める。
 - 資料については概要版を運輸局HPで公開、講習等で活用するなどして広く周知を図る。

第2段階の取り組み

・輸送の安全確保に関する優れた取り組みの発掘

事業者から輸送の安全確保に関する取り組みを募り、事業者へのインタビュー等を通じ、取り組みの手法・効果等を調査し取りまとめる。

事業者の選定は各県各業態2者程度とし、事業者団体からの推薦により調査を行う。

調査は運輸局保安・環境課職員が主体となって行う他、必要に応じて運輸局各課及び運輸支局職員も参加し実施する。

調査のポイントは以下のとおり

- ・事業者がとった具体的な安全重点施策の内容
- ・見直しの状況
- ・施策の実行に係る費用
- ・その他優良事例として特記すべき事項

第3段階の取り組み

・利用者等に向けた取り組み情報の発信

第2段階で取りまとめた取り組みに関する情報を運輸局HPで公開する。

概要についてポスター・チラシ等を作成し、イベント等の場を活用して積極的な情報発信につとめる。

また、情報の水平展開の場として「自動車事故防止セミナー」も活用する。

発信する内容については、モードごとにテーマを設定し、第2段階で調査した結果とともに、既存の統計等を活用または必要に応じて事業者向けのアンケート等を実施、その結果を併せて発信するなど、利用者等への訴求力の向上に努める。

なお、テーマについては以下に例示するが、その時々状況に合わせ、必要に応じ見直しを図ることとする。

◆モードごとのテーマ（例）

- ・バス 車内事故防止、利用者のシートベルト着用促進に関する情報
- ・タクシー 利用者のシートベルト着用促進に関する情報
- ・トラック 安全投資に関する情報、トラックの構造に関する情報（内輪差、死角等）

4. 実施した施策の効果検証・次年の施策への反映・見直し（Check・Act）

3. で策定、実施した取り組みについて半期毎に行政・関係団体からの資料提出により進捗状況を把握するとともに、中部ブロック事業用自動車安全対策会議において進捗状況及び効果を検証し、次年の施策の見直しにつなげる。